

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

松江市教育委員会 教育長 藤原亮彦



松江市教育委員会規則第7号

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部
を改正する規則

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成17年松江市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>別表（第1条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <p>学校名 通学区域</p> <p>（略） （略）</p> <p>松江市立法吉小比津町、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、法吉町（中川以西の区域）、春日町（中川以西の区域）、黒田町（中川・四十間堀川以西の区域。ただし、市道砂子浜佐田線に隣接する一部の区域を除く。市道白岸3号線に隣接する一部の区域は、保護者の希望により内中原小学校に通学させることができる。）、西法吉町</p> <p>（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>別表（第1条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <p>学校名 通学区域</p> <p>（略） （略）</p> <p>松江市立法吉小比津町、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、法吉町（中川以西の区域）、春日町（中川以西の区域）、黒田町（中川・四十間堀川以西の区域。ただし、市道砂子浜佐田線に隣接する一部の区域を除く。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____）、西法吉町</p> <p>（略）</p>

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。